

○八女西部広域事務組合周辺環境整備基金条例

(平成 10 年 3 月 6 日 条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 八女西部広域事務組合周辺環境整備費用に充てるため、八女西部広域事務組合周辺環境整備基金条例（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

(処分)

第 6 条 組合長は、第 1 条の目的に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。